

様式第2号（第6条、第15条関係）

牛久市ネーミングライツ事業（新規・継続）申込に関する誓約書

年 月 日

牛久市長 様

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

弊社は、牛久市ネーミングライツ事業申込書を提出するに当たり、下記の事項に関し該当しない旨及び申請に関して提出した一切の書類について、その内容等に虚偽の記載がないことを確約いたします。

記

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく事業を行う事業者
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれない事業者
- (3) 公租公課の滞納をしている事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業と規定される業種
- (5) 牛久市暴力団排除条例(平成23年条例第23号。この号において「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下この号において単に「暴力団」という。)並びに法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この号において単に「暴力団員」という。)に該当する事業者、暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者及び暴力団又は暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続、会社更生法(平成14年法律

第154号)に規定する更生手続、破産法(平成16年法律第75号)に規定する破産手続又は会社法(平成17年法律第86号)に規定する特別清算の開始の決定を受けて完了しない事業者

(7) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反している事業者

(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を行う事業者

(9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売業を行う事業者